

平成21年

第1回市議会定例会 議案第32号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月27日提出

函館市長 西尾正範

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成20年4月から平成21年3月」を「平成21年4月から平成22年3月」に、「100分の90」を「100分の80」に、「および公営企業管理者にあつては100分の92を、」を「、公営企業管理者および」に、「100分の94」を「100分の90」に改める。

附則第13項中「平成20年6月1日」を「平成21年6月1日」に改める。

附則第14項中「平成20年4月1日から平成21年3月31日」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の給料月額および期末手当の額を平成21年4月から平成22年3月までの間について減額するため